

1. 会合名	PTS 信用取引検討会（第6回）
2. 日 時	平成 30 年 6 月 1 日（金）13:30～14:00
場 所	東京証券会館 6 階 日本証券業協会 第4会議室
3. 議 案	<p>○「PTS 信用取引検討会」報告書（案）について</p>
4. 主な内容	<p>○「PTS 信用取引検討会」報告書（案）について</p> <p>前回の会合において、取りまとめを行うこととされた本検討会の検討結果について、事務局より「PTS 信用取引検討会報告書」（以下、「本報告書」という。）案が提示された。</p> <p>本報告書案の概要について、事務局より資料に基づき説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われたのち、字句等の修正は主査と事務局に一任することとしたうえで、本報告書案は了承された。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引口座設定約諾書及び契約締結前交付書面の参考様式等の改訂版について、来年4月以降に提示されると想定されるが、配付には社内手続き等で時間を要することから、もう少し早く提示していただけると有難い。</li> <li>・ 今回、PTS 信用取引の実務的なスキームについて一定の整理がされ、また、実施までに必要な対応を掲げられたと認識している。これらを踏まえ、今後より詳細な検討が進められていくものと考えている。報告書記載のとおり、品貸料の高騰等を含む市場の過熱化防止や投資者保護の観点からの取組みについては、その実効性の確保が重要であり、各実務主体にはそのために必要なルールと態勢の整備をお願いしたい。また、本検討会の射程外とされたが、平成 28 年 12 月公表の「金融審議会市場ワーキング・グループ報告」においては、利益相反の防止の観点からの適切な措置が PTS 信用取引解禁の前提とされており、解決のためのスキームとして「PTS やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならない」ことが例示されている。このようなスキームを実効的に管理できるようにすることが重要である。市場健全性の確保のため、PTS において、自主規制機能の発揮とともに、引き続きの検討をお願いしたい。</li> <p>→ PTS 信用取引の利益相反の管理体制の構築は関係当局を含め協議を行っており、適切に対応する。</p> <li>・ 今般、株券等の決済期間短縮化（以下、「T+2 化」という。）の実施が、当初想定していた平成 31 年 5 月頃から平成 31 年 7 月に延期された。日本証券金融のシステムにおいて、PTS 信用取引導入のためのシステム対応を T+2 化に先行して実施する場合、T+3 の決済による PTS 信用取引のための対応を別途要することから、T+2 化に先行して PTS 信用取引を導入することは困難である。</li> </ul>

- PTS 信用取引導入に向けたスケジュールについて、PTS 運営会社 2 社としては、可能な限り早い導入を望んでいたため、引き続きご協力願いたい。  
 PTS 信用取引については、本検討会において、PTS 信用取引に参加する社の多寡に関する議論もあったが、本件は市場間競争の観点から議論が開始されており、その一助となる PTS 信用取引についても、市場間競争を促進し投資家に利便を提供するという面から可能な社から順次参加していただけるとありがたい。  
 なお、利益相反の防止については、PTS 信用取引の前提であり注目されている観点であることから、今後業界としての一定の基準等が示されても良いのではないか。  
 → 利益相反の適切な管理については、平成 29 年 3 月に公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に含まれており、各社において方針を定めて対応しているところである。PTS 信用取引導入にあたっての利益相反の防止もその一環であると考えることから、自主規制等により画一的に対応するのではなく、各社において対応したほうがよいのではないか。
- 今後は、本報告書に基づき、日本証券業協会の自主規制規則に関する検討が行われることとなるが、検討の場はどこになるのか。  
 → PTS 信用取引の導入に係る主な自主規制規則として「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」が挙げられるが、本規則の内容に係る検討は、同規則を所管している取引所外売買等に関するワーキング・グループにおいて検討されることになる。
- PTS 信用取引導入に伴う信用取引口座設定約諾書の改訂にあたり、顧客からの記名・捺印が必須になるか。また、対面の場合、約諾書に記名・押印が得られた顧客から順次 PTS 信用取引を開始できるという理解でよいか。  
 → 今後議論される事項であり、現時点で断定的かつ詳細に回答することは難しいが、現状、取引所が作成している信用取引口座設定約諾書の統一様式を変更することは想定おらず、PTS 信用取引に係る付属覚書のようなものを追加する形式とする等、PTS 信用取引の利用者に印紙税などのコストのかからない方法を模索したいと考えている。なお、顧客からの PTS 信用取引意向に係る意思表示を確認するという観点から、記名・捺印のうえで受領する必要があると考えられるが、電磁的方法による受領も踏まえて検討することとしたい。
- PTS 信用取引導入に伴う参加会員各社におけるシステム対応のための仕様書等はどのタイミングで提示されるか。

	<p>→日本証券金融のシステムについては、PTS 信用取引を取り扱わない社においてはシステム対応が不要となるような仕様としたいと考えている。PTS 信用取引を取り扱う社に対しては、仕様書等について可能な限り早期に提示したいと考えている。</p> <p>→PTS 運営業者に係るシステムについても、可能な限り早期に提示したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な調整が必要とされた検討テーマであったが、本検討会での検討の結果、PTS 信用取引のスキームを取りまとめ、報告書の形にすることができた。今後も、引き続き当事者において着実な議論を重ね、今回の報告書で取りまとめられた内容の実現を目指していただきたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5．その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6．本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8481）